

# 交通安全かわら版

令和5年5月  
茨城県警察本部交通総務課  
NO.18

## ～ ヘルメットの重要性 ～

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して、ヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故で被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。  
自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用しましょう。

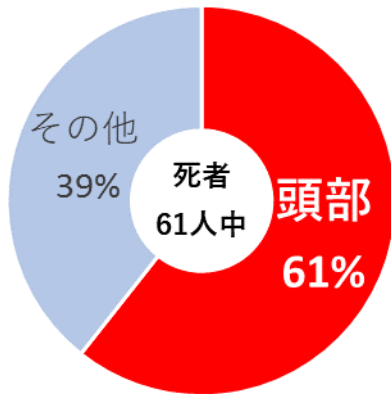
### 自転車乗用中の交通事故死傷者数(茨城県内)

世代別ヘルメット着用状況(H30～R4)

	小学生以下	中学生	高校生	その他	うち高齢者	合計
死傷者数	197	561	986	2945	1007	4689
着用者数	79	391	35	223	31	728
着用率	40.1%	69.7%	3.5%	7.6%	3.1%	15.5%

高校生以上の死傷者のヘルメット着用率は、8%以下となっています。

自転車乗用中死者の損傷主部位(H30～R4)

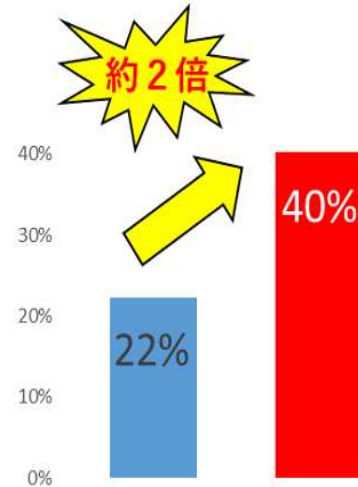


死者61人のうちヘルメット着用者は3人

※損傷主部位とは、怪我の程度が最も重い部位または致命傷となった部位

自転車乗用中の死者の約6割は、頭部の損傷で亡くなっています。  
また、ヘルメット着用者と比べて、ヘルメット非着用者の重傷・死亡率は約2倍となっています。

ヘルメット着用別重傷・死亡率(H30～R4)



	着用	非着用
死傷者数	54	549
うち重傷者・死者	12	221
重傷・死亡率	22%	40%

※重傷・死亡率とは、自転車乗用中の交通事故死傷者で、損傷主部位が頭部であった者のうち、重傷・死者の割合

自転車利用時にヘルメットを着用しないで交通事故に遭った場合、頭部損傷等の大怪我につながるおそれがあります。

サイクリング等の時だけでなく、日常生活でもヘルメットを着用しましょう。

